（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「場合若しくは」を「場合、」に改め、「自己啓発等休業をした場合」の下に「若しくは国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした場合」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第三号中「隊員又は」を「隊員、」に改め、「自己啓発等休業をした隊員」の下に「又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした隊員」を加える。

第百二十条の十五第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第十一条において準用する同法第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間　当該配偶者同行休業の期間の開始の日の属する月から当該配偶者同行休業の期間の終了の日の属する月までの月数

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第五号」を「第六号」に、「、平成十九年三月」を「平成十九年三月、同項第四号の規定にあっては平成二十五年三月」に改める。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○文部科学省令第八号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第八条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十九日

文部科学大臣　下村　博文

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「大学院設置基準」を「大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）」に改める。

第八条第二項中「大学設置基準」を「大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）」に改める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2　平成三十年度までの間、教職大学院における第五条第二項の適用については、同項中「一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程にあっては、前期の課程）」とあるのは「学部の専任教員又は修士課程若しくは博士課程」と、「同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第二項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」とあるのは「、同項の資格を有する者」と読み替えるものとする。

3　前項の規定により読み替えて適用する第五条第二項の規定により同条第一項に規定する専任教員を兼ねることのできる者の数は、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員以外のものについては、同項に規定する教員の数の三分の一を超えないものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第六号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年二月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項中11を削り、12を11とし、11の次に次のように加える。

12　地域活性化・効果実感臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十六年二月六日から施行する。

告　示

○法務省告示第六十九号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年三月八日から効力を生ずる。

平成二十六年二月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道紋別郡滝上町長

○法務省告示第七十号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年二月十九日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　名古屋市東区東桜２丁目４番11号
崔燕姫　昭和57年３月16日生

住所　千葉市美浜区幕張西２丁目10番１―103号
ラム・クオック・ジェン　昭和42年12月６日生

住所　群馬県伊勢崎市山王町159番地８
グェン・ミン・ヒュー　昭和59年６月１日生

住所　群馬県伊勢崎市富塚町267番地11
グェン・バン・フォン　昭和43年５月１日生

住所　群馬県伊勢崎市山王町159番地８
レ・ティ・ハイ・バン　昭和52年１月29日生

グェン・ダン・ビ　平成12年１月２日生

グェン・タン・ミン　平成14年11月17日生

住所　東京都中野区中央１丁目15番２―502号
ミラ・ミランビッチ　昭和57年８月21日生

住所　兵庫県尼崎市東園田町８丁目69番地５
張文鳳　昭和44年８月18日生

住所　東京都品川区東五反田３丁目20番10―801号
陳韻森　昭和59年９月８日生

住所　横浜市南区蒔田町字伊勢山841番地１
マッシマ・サクラ　平成17年２月５日生

住所　東京都品川区二葉４丁目４番20―403号
ダウト・ヒロアキ・ミヤカワ　昭和58年12月14日生

住所　横浜市港北区菊名３丁目14番10号
余志力　昭和57年４月16日生

住所　東京都新宿区百人町４丁目５番15―803号
林敏　昭和53年11月７日生

任秋華　昭和54年12月８日生

住所　富山市田中町４丁目14番20号
潘　平成８年９月16日生

住所　埼玉県川口市西川口１丁目９番８―604号
袁園　昭和58年10月３日生

住所　埼玉県越谷市相模町５丁目92番地
丁国花　昭和58年５月10日生

住所　福岡市東区筥松２丁目19番12―302号
潘平晶　昭和57年10月22日生

住所　東京都墨田区横川３丁目11番５―201号
孫佳宇　昭和57年８月11日生

王暁丹　昭和57年４月19日生

孫沢佑　平成24年３月27日生

住所　東京都小平市小川東町５丁目16番11―211号
申英士　昭和55年４月９日生

住所　横浜市港北区日吉７丁目８番17号
ヨー・ヴィ・ピン　昭和35年11月14日生

住所　千葉県柏市西原４丁目１番９号
周櫻　昭和36年11月20日生

張文扉　平成８年７月29日生